

平成30年

南三陸町議会議録

第5回臨時会 8月24日 開会
8月24日 閉会

南三陸町議会

平成 30 年 8 月 24 日 (金曜日)

第 5 回南三陸町議会臨時会会議録

平成30年第5回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成30年8月24日（金曜日）

応招議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 須藤清孝君 | 2番 | 倉橋誠司君 |
| 3番 | 佐藤雄一君 | 4番 | 千葉伸孝君 |
| 5番 | 後藤伸太郎君 | 6番 | 佐藤正明君 |
| 7番 | 及川幸子君 | 8番 | 村岡賢一君 |
| 9番 | 今野雄紀君 | 10番 | 高橋兼次君 |
| 11番 | 星喜美男君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 山内孝樹君 | 14番 | 後藤清喜君 |
| 15番 | 山内昇一君 | 16番 | 三浦清人君 |

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 須藤清孝君 | 2番 | 倉橋誠司君 |
| 3番 | 佐藤雄一君 | 4番 | 千葉伸孝君 |
| 5番 | 後藤伸太郎君 | 6番 | 佐藤正明君 |
| 7番 | 及川幸子君 | 8番 | 村岡賢一君 |
| 9番 | 今野雄紀君 | 10番 | 高橋兼次君 |
| 11番 | 星喜美男君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 山内孝樹君 | 14番 | 後藤清喜君 |
| 15番 | 山内昇一君 | 16番 | 三浦清人君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

| | | | |
|---|---|----|-------|
| 町 | 長 | 佐藤 | 仁君 |
| 副 | 町 | 長 | 最知明広君 |

| | | |
|-----------------------|-----|-------|
| 会計管理者兼出納室長 | 三 浦 | 清 隆 君 |
| 総務課長 兼危機管理課長 | 高 橋 | 一 清 君 |
| 企画課長 | 及 川 | 明 君 |
| 震災復興企画調整監 | 橋 本 | 貴 宏 君 |
| 管財課長 | 佐 藤 | 正 文 君 |
| 町民税務課長 | 阿 部 | 明 広 君 |
| 保健福祉課長 | 菅 原 | 義 明 君 |
| 環境対策課長 | 佐 藤 | 孝 志 君 |
| 農林水産課長 | 千 葉 | 啓 君 |
| 商工観光課長 | 佐 藤 | 宏 明 君 |
| 建設課長 | 三 浦 | 孝 君 |
| 建設課技術参考事 (漁港・漁集担当) | 田 中 | 剛 君 |
| 復興推進課長 | 男 澤 | 知 樹 君 |
| 総合支所長 | 佐久間 | 三津也 君 |
| 上下水道事業所長 | 阿 部 | 修 治 君 |
| 南三陸病院事務長 | 佐 藤 | 和 則 君 |
| 総務課長補佐 兼総務法令係長 | 岩 渕 | 武 久 君 |

教育委員会部局

| | | |
|--------|-----|-------|
| 教 育 長 | 佐 藤 | 達 朗 君 |
| 教育総務課長 | 阿 部 | 俊 光 君 |
| 生涯学習課長 | 三 浦 | 勝 美 君 |

事務局職員出席者

| | | |
|-----------------|-----|-----|
| 事務局長 | 三 浦 | 浩 |
| 総務係長 兼議事調査係長 | 小 野 | 寛 和 |

議事日程 第1号

平成30年8月24日（金曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めるについて
- 第 6 議案第 95 号 南三陸町長の給料の特例に関する条例制定について
- 第 7 議案第 96 号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第 97 号 字の区域の変更について
- 第 9 発議第 4 号 消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会設置にかかる決議
について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。

平成30年、第5回の臨時議会でございます。慎重審議、よろしくお願ひをいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第5回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、2番倉橋誠司君、3番佐藤雄一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日にしてよいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、お手元に配付してありますとおり議員提出議案1件が提出され、これを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君）　日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤　仁君）　おはようございます。

本日、平成30年第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第4回臨時会以降における行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、「本町消防団の宮城県消防操法大会出場」について、ご報告を申し上げます。

去る7月22日、栗原市栗駒総合運動公園を会場に開催された第50回宮城県消防操法大会に、気仙沼・本吉地区の代表として本町消防団第7分団選抜選手が出場いたしました。平成22年以来8年ぶりとなる本町消防団の出場でしたが、8市町の消防団が出場した小型ポンプ操法の部において、見事第2位に入る成績をおさめました。第1位となった消防団との得点差も僅差であり、5月から週5日、日々鍛錬を重ねた団員各位、並びにその指導等に当たった消防職員に対し、改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

次に、「消防防災施設災害復旧事業に係る不適性な事務処理事案」に関し、ご報告を申し上げます。

先の全員協議会におきましてご報告をいたしております本件につきましては、平成30年7月6日付で関係職員を懲戒処分としたところであります。虚偽の実績報告をするなどした職員本人については停職3ヶ月、管理監督者の2人についてはいずれも戒告処分といたしました。また、再発防止に向けた取り組みとして掲げております事項につきましては、所属内会議の開催、文書事務の厳格化等を徹底しておりますほか、去る8月22日には管理職にある職員を対象に本町の顧問弁護士を講師として「職員の賠償責任と職場内のリスクマネジメント」に主眼を置いた研修会を開催したところであります。

町民の皆様並びに関係機関に対し多大なご迷惑をおかけしましたことについて、改めておわりを申し上げます。

なお、国庫補助金の取扱その他の詳細につきましては、本臨時会の付議事件としてご説明をさせていただきたいと考えております。

次に、「町税等の課税誤りに係る最終的な処理状況等」についてご報告を申し上げます。

昨年度において判明いたしました町税等の課税の誤りにつきましては、本来あるべき計算方法により再計算し、過年度分を含む増額・減額の賦課更正を行いました。固定資産税につきましては、増額分として215万8,400円、減額分として837万7,800円の賦課更正を、また個人町県民税につきましては、増額分として1,441万1,100円、減額分として3,686万4,300円の賦

課更正を行いました。

また、個人町県民税の賦課更正を行ったことに伴い、所得情報等を用いて保険料額、自己負担額等を計算するほかの制度にも影響が生じたものであり、その影響額につきましては、関係する制度の総額として追加負担をお願いすることになったものが277万4,740円、これまでの負担額が過大であったため減額を行ったものが2,517万4,053円となったものであります。

これらに関し、町において行うべき事務処理、具体的に申しますと額の変更決定通知や過誤納金の還付といった処理につきましては、その全てを本年5月末までに完了したところであります。その詳細についてこの後担当課長からご説明いたします。

町民の皆様に多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことについて、重ねておわびを申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） おはようございます。

それでは、町税等の課税誤りに係る最終的な処理状況等についてご説明申し上げます。

まず、これまでの経緯についてでございますが、昨年9月8日開会の定例会、行政報告において課税誤りが判明したことを報告し、同月13日の全員協議会におきまして誤りの概要と他の制度への影響について調査中である旨をご説明いたしました。その後、12月8日の全員協議会におきまして課税誤りの影響額、発生原因や再発防止策等を報告書に取りまとめまして、ご説明申し上げたところでございます。

本日は、その後の処理状況等についてのご説明となります。

さて、課税誤り等の額につきましては、先ほど町長からご報告申し上げましたとおりでございますが、改めまして資料でご説明申し上げたいと思いますので、お手元の参考資料をごらんいただきたいと思います。

まず、1の町税等の課税誤りということで、固定資産税・個人町県民税関係です。町税等の課税誤りの件数・金額につきましては、昨年末の全員協議会の報告以後での変更はございません。また、追徴還付手続につきましては全て終了しております、固定資産税の追徴分は全額納付済みとなっております。しかしながら、個人町県民税の追徴分のうち額の大きかった8件の合計62万400円につきましては、分納となったため未納となっておりますが、平成30年度内には完了する見込みでございます。

次に、2の個人町県民税の賦課更正により影響を受けた他の制度についてです。1の国民健

康保険制度につきましては、①の国保税の追徴は変更なく50件、188万2,740円でございますが、還付で22件、120万円ほど追加がございまして、合計で458件、2,247万4,539円となりました。町民税と同様に、1万7,000円ほどが分納のため未納となりましたが、今年度内には完了する見込みでございます。②の高齢受給者証の自己負担割合には変更はなく、還付を終了してございます。

2の後期高齢者制度関係は、昨年末までに判明できませんでしたが、追徴17件、17万1,300円、還付21件、65万7,100円で確定し、全て還付・収納済みとなってございます。なお、高額療養費受給者等の変更はございませんでした。

3の子育て支援制度関係につきましては、保育料で若干の修正がございましたが、町支給分の追徴・還付手続につきましては、全て終了しております。

4の就学支援制度関係につきましては、要援護就学援助費を精査したところ、該当なしとなりました。私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、前回と同様で変更なく、還付を終了しております。

以上のとおり、2の他の制度への影響につきましては総額で追徴277万4,740円、還付で2,517万4,053円となりました。

ここで、改めまして町民皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げまして、最終的な報告とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時10分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ、1点だけ伺いたいと思います。

1ページ、LEDの防犯灯設置工事について関連で伺いたいんですけれども、予定価格に対して落札価格が、450万円の予定価格が289万円ということなんですかとも、このことに関連して伺いたいと思います。昨今、復興特需のような工事関係の動向というのは、どのような形なのか。これ、仕事が欲しくてと言ったらおかしいんですけれども、どうしても落札し

たくてこういった関係の金額になったんでしょうけれども、ほかの事案見ていますとほとんど八、九十%くらいの形で落札みたいになっているので、そのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 9番議員さんのご質問でございますけれども、私の立場からわかることとわからないことがございますので、わかる範囲でお答え申し上げたいと思います。

おかげさまで復興・復旧事業につきましては、大きいところはほぼほぼ契約だけは済ませていただいたという状況でございまして、今後多分時間の経過とともに発注額、発注件数が減少していくものと考えられております。そういう意味で、やはり業者の皆さんも先行きに不安を持っている。ですので、ある程度仕事があるうちは積極的に受注に動いていると見られます。

それと、予定価格との乖離でございますけれども、基本的に我々は標準的な取引価格をもって予定価格を算定しております。当然これまでの商習慣等がございまして、業者によっては通常よりかなり安い価格で製品の仕入れができる業者もございますし、またそうでない業者さんもありますので、多分そういう差がここにあらわれてきているんだろうと考えられます。ただこの内容までには、なかなかこちらのほうとしては立ち入ることができませんので、そこは私のほうの想定といいますか想像といいますかそういうことでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の課長答弁で、大きいところはほどほど発注が済んだということでわかりましたけれども、そこで標準的な金額というそういう答弁あったんですが、以前震災前とかだとよく1円入札みたいな感じであったんですが、今回こういった形で伺いたいのは、例えばなんですけれども予定価格に対して何割くらいまで、落札の状況を見ると例えば2割とか3割とかそういったところを検討していかないと、先ほど課長は物の仕入れの状況によってある程度は入札価格を抑えられるということだったんですが、懸念する部分といういろいろな工事工事によって違うんでしょうけれども、あらかじめ危険的な落札比率みたいなものがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工事の場合は、基本的には最低制限価格が設定されているというふうになってございます。ただ、その設定の基準でございますけれども、大変昨今いろいろ問

題になっていますとおり、この情報をたとえ職員であっても多く知っているわけではございません。この部分につきましては、入札担当課でそれぞれ計算をして算定をしてございますので、私もどういう算定式なのは存じておりませんので詳しいことは申し上げられないんですが、いずれ適正な成果品が得られるように最低の価格を設定しているということでご理解いただければと思います。当然1円の入札があれば、それは最低制限価格を大きく逸脱してございますので、その時点で失格ということで取り扱いになると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 今建設課長のほうからお話しいただきました中にあった、いわゆる契約の担当課ということで、総務のほうで行っております運用の実態でお話ししたほうがわかりいいと思います。工事請負費で、ここに出ております金額の中で1,000万円以上のものというところでは、ほぼほぼ90%以上の落札になっていると思います。最低制限価格は、工事請負費において設定しております。しかし、物を調達してそのまま納めるような事業内容であったり、あるいは金額的に1,000万円を下回るようなレベルの金額の工事でありますと、そういうものについては特段最低制限というものを設けておりません。特に割引率が、最近多いのはコンサル的な基本設計をつくるとか、あるいは業務計画をつくるとか、こういったものというのは金額のはじき方が人件費がほとんどなものですから、なかなかはつきりしません。業者さんによっては、ノウハウを持っていると安く出せるとかというようなこともありますので、こういったことは最低制限を設けずになるべく財政的なメリットを出すようにということで行っております。

しかし、おっしゃるような昔あった1円入札みたいな極端なものというのは、当然ながら入札時においては適正なものとは判断しませんので、業者のほうは当然しっかりと算出根拠に基づいた入札を行ってもらっているというふうに理解しています。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体わかりましたけれども、最後今課長答弁あった設計業務等に関しての説明を、もう少し詳しく伺えればと思います。この設計業務に関しては、どういった感じで人件費というか技術というんですか、そういったやつが必要だと思うんですけども、その設計業務に関する入札の額というんですか、そのところだけもう少し伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君）　工事の設計業務は、済みません、失言です。計画ですね、業務計画。例えば、端的に言えば「何たら業務振興計画」みたいなものとかという、業者さんのほうで過去の実績などで一定程度のベースを持っていたりして、そういういたものを知恵としていただくようなものとかというのは、わりかし金額に大きな差が出ているということあります。工事の関係は、済みません、工事設計はそれには含みません。失礼しました。

○議長（三浦清人君）　ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　7番です。何点かお伺いいたします。

まずもって、前者に引き続きまして中学校の太陽光・LEDの防犯灯、4基あったものを3基新設するわけですけれども、4基を撤去して新しく太陽光で3基をつけるということなんですけれども、これは学校のほうとも協議して3基で間に合うということの、太陽光ですから明るさがそう多くないと思われますけれども、その辺協議してあるのかお伺いいたします。

それから、2ページの2行目の竹川原地区配水管布設及び既設配水管撤去工事、これ3,130万円最低価格で落札しておりますけれども、これは前後を見ますと大体1,000万円、2,000万円でキロ数1キロメートル前後のものを撤去されているんですけども、ここだけが特化して3,000万円になっているんですけども、これについて特殊事情があったのかどうかお伺いいたします。

それから、4ページですね。中学校の体育館改築設計調査業務なんですけれども、最高が2,130万円、最低が648万円と開きがあるわけですけれども、これもまた改築なんですけれども、設計をするための調査なのか。調査業務とありますけれども、設計なのかその辺、なぜこのような開きがあるのか。ただいまの業者間での開きがあるということと解していいのかどうか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君）　それでは、LEDの関係でございますが、環境対策課の予算でございますので、私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

今回設置する場所につきましては、中学校の防災倉庫の付近の照明灯でございます。一部切れている部分とか老朽化している部分がありましたので、改めて新しいもの、LEDと交換することあります。それで、4基を撤去して3基を据えつけるということなんですが、近辺に防犯灯壊れているものが1基ありましたので、その分につきましては撤去いたしまして、新たな配置として3基を設置することあります。その辺は学校側とはいろ

いろとお話しをして、了解しているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 竹川原地区の配水管布設及び既設配水管撤去工事の関係でございますけれども、工事場所につきましては志津川の竹川原で、県道登米志津川線の竹川原から大雄寺入り口付近までに水道管を配設する工事でございます。

それから入札の関係でございますけれども、県道に水道管を占用するというふうな形で、災害復旧事業者より県道の工事の施工にあわせた水道管の設置について協議をされたものですから、指名競争入札でやったものでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 4ページの小学校の体育館の改築設計調査でございます。基本的には、建物を新しく建てかえるということで設計業務が主でございますけれども、それに伴う調査等もございますので、業務名が設計調査となっておるわけでございます。

それから、予定価格といいますか価格でございますけれども、建物の場合は建物の種類、それから面積に応じて標準的な人員といいますか人数ですね、どのくらい時間がかかるかということが国交省のほうから示されてございます。1時間当たりの単価も示されているということで、それをもって予定価格を作成することになってございます。

入札結果を見ますと、2,000万円余りから600万円余りとかなり差がございますけれども、この差については先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり業者の考え方が多く占められると思います。当然、国交省で示されている時間給以下で職員が働いていれば、当然安く仕上げることもできますし、これまで多くのノウハウがあれば安直に言えば、ほかの設計をそのまま少しかえてやれば簡単にできるということも考えられますので、ここは参加されたそれぞれの業者さんが自分のところの力量等々を検討して、最低限必要な額を入札されたものというふうに考えられます。

○議長（三浦清人君） 課長、この予定価格は掲載されていないんですが。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼いたしました。予定価格につきましては、ほぼほぼ2,000万円前後でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 説明でわかりましたけれども、その竹川原の件なんですけれども、工事

はわかりました。なぜここだけがキロ数がそう変わりないんだけれども、予定価格がこんなに大きいのかということです。原因は何か特殊事情があったのかということです。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 特に特殊事情はないと考えております。入札の結果でございますので、それぞれの業者さんが入札したものでございますので、特に特殊事情はなかつたものと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 所長、例えば工事内容が先ほど言ったように道路を切るとか、そういうのに経費かかるとか何とかという、特殊でなくとも事業の内容にお金がかかっているということも、わかつていればそれを話してください。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 竹川原地区の事業費が同規模の他の工事と比べて高いんじゃないかという理由でございますけれども、本工事は水道管の新設と撤去の工事となってございます。1メートル当たりの単価にいたしますと新設分が高く、撤去分に関しましては1メートル当たりの単価が安くなっています。竹川原地区の工事につきましては新設部分の延長が多く、例えば下の草木沢地区と比べますと延長が多いですから、結果的には事業費が高くなつたものでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋です。

3ページ目の上段の志津川地区（その2）道路災害復旧工事に關係しまして、これ場所が志津川字汐見町地内となっています。工事の概要が書かれているんですが、記号と面積それあって、もう少しちょっと工事の内容を具体的に教えていただきたいと思います。場所も、これ国道45号線から汐見町のほうに向かって、ちょうど高野会館の東側に取りつけ道路になるような部分が袖のように伸びていますけれども、その場所を意味しているのか、あるいはそれとも全然違うところなのか、場所がちょっとわからないので教えていただきたい。場所とどんな工事をするのか、そのあたりを教えていただけますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 3ページ目の上段の工事でございますけれども、議員ご賢察のとおり高野会館に通じる道路を今回一部工事をするものでございます。最終的な工事は、現在仮盛土等がありますので、それを撤去してから最終的な姿になりますけれども、今回そこに至らない影響のないような範囲で工事をして、とりあえず国道から直接下の低地部に通じる道路をつくるという内容であります。最終的な工事は、もう一度別工事で発注する予定となっております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） じゃあ、工期が10月26日だと2ヵ月ぐらいなんですかけれども、その2ヵ月の間には45号線から低地部に至れる、そういう道路ができるということでおよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） あと他の工事の調整がございまして、まずもって10月いっぱいに一定程度の形は完成をさせたいということで、今回発注をしてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて

○議長（三浦清人君） 日程第5、承認第3号専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第3号専決処分の承認を求めるについてをご説明申し上げます。

本案は、平成30年6月29日付で専決処分を行った平成30年度南三陸町一般会計補正予算について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決処分を行った補正予算の内容は、消防防災施設災害復旧費補助金の返還についてであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 承認第3号の細部説明をいたします。

本予算補正の目的につきましては、消防施設設備の補助金の返還についてということの目的となってございます。前回、全員協議会において既に報告をさせていただいておりますが、消防施設の不適性な事務処理に伴いまして補助金の返還を行う必要が生じました。速やかに、国の指示に合わせて返還処理をする必要がありましたことから、地方自治法179条に基づき緊急を要するため議会を招集するいとまがない場合ということで、一般会計予算の補正を専決処理させていただいたものでございます。

予算書の内容について説明させていただきます。1ページをお開き願います。

補正額は5,700万円を追加し、331億1,829万6,000円とするものでございます。その内容でございますが、7ページ、8ページをお開き願います。歳入に用いました財源につきましては、繰越金を充当させていただきました。この財源は、平成29年度一般会計の決算後の実質収支剰余金12億3,808万4,000円の中から今回財政調整基金に6億5,000万円を積み立て、残りの分の中から一部繰越金として予算補正させていただいたものでございます。なお、財政調整基金の積み立てと残り財源の一般会計への繰り入れにつきましては、9月の補正の中で予定させていただいてございます。

次に歳出でありますが、10款3項1目消防施設災害復旧費の23節償還金利子及び割引料に5,700万円を計上いたしました。国から過大に頂戴いたしまして返還すべき補助金が5,493万円、加算金として207万円の、合わせて5,700万円を計上させていただきました。

なお、実際の返還手続につきましては、国からの指示を受け7月20日に全て完了いたしましたことをあわせてご報告を申し上げ、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今回の問題に関しての町のほうから国への返還金だとは思いますが、この部分の加算金、前の説明ですと103万円余りが示されたのですが、今回207万円ということで、この乖離はどういう理由なのか、これを教えてください。

あと、今回この問題発生に関して、まだ細部について執行部のほうから説明が私はないと思っています。とりあえずいまだに危機管理課の課長は復帰していないし、その兼務として総

務課長が当たっている。南三陸町において、総務課長の立場というのはすごい膨大な事業を抱えている中で、果たして危機管理の部門を総務課長が兼務できるかということは、これは私はなかなか難しいと思います。1日も早く、この危機管理課長が体の不調で今休んでいるならば、1日も早くそのかわりの人間を危機管理課長として職につけて、今後こういったことのないような町の防災、これから部分だと思いますので、1日も早く危機管理の部分ということで課長の後任を見つけ出して配置したほうがいいと思うんですが、この辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 返還金の加算金につきまして、ご説明いたします。

前回の全員協議会の際には、お示しをさせていただいた金額との差異を今議員ご指摘でございますが、あのときにご説明させていただきましたが、まだ国からいつの日付で返還してくださいということが示されない中で今調整されていて、少しでも早く議員の皆様にご報告をしなければならないということからのご報告の機会でございましたので、その全員協議会の日にちまで試算した場合、これぐらいの金額でという説明をさせていただいたところでございます。その後、実は国からもまだ示されていない中で、いつからなら返還できるのかということを国から先に求められまして、それを示した上で国の手続を経て実際に返還する日が決まるという流れでしたですから、実際的にはここで予算は余裕を持って125日分加算金として予算をとりまして、これが207万円の予算でございました。

しかし、その後即座に専決処分をし、支払いできる体制が整いましたと国の方に報告いたしまして、直近で支払いの日にちを示されたのが7月20日ということになりました、実際的には85日分の加算金を求められまして、この207万円の中から支払った加算金は104万715円でございました。結果的には、この140万715円と返還金5,493万円を合わせまして、実際に支払った金額で5,633万715円でございました。

それから、危機管理課のほうの課長の体調といいますか、兼務に関してでございますけれども、前職の課長の体調が改善に向かっているというふうに聞いておりますので、兼務体制の中で現在私全力を挙げて兼務で取り組んでおりますが、いずれ前課長からの連絡で近々に復帰をするというような状況でございますので、今しばらく私のほうでしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 町長。任命者ですから、その辺のお話。これまでの経緯も含めて、町長。

○町長（佐藤仁君） 今総務課長がお話ししたとおりでございますが、基本的に我々として今

現在考えてございますのが、組織の再編を考えてございます。したがいまして、いずれ9月の定例議会で議会の皆様方にお示しをするということになると思いますが、いずれそういう10月1日からということで組織の再編を我々として今進めているというところでございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） こういった部分の専決処分は、1日分の加算金が減るということで1日も早く国ほうに返還する、これは当然のことだと思います。そして、やっぱり国からこういった形で加算金が必要で、あと町のほうでもいつになつたらそのお金が準備できるかと、そういった兼ね合いもあって7月20日ということで104万円ですか、ふえたような結果になっていますが、こういった会社もなんですが行政も、中で問題が起こつたらば1日も早く解決するというのが、この大きな南三陸町の町の役場としての役目としては1日も早く解決すること。そして、その問題についていつまでも長引かせないということが、私は一番大切だと思います。今回の専決処分は私は正解だと思いますが、何とかそれを1日も早くできなかつたのかと、私は思っています。この金額については、わかりました。

あとは、議長のほうから任命責任ということで、佐藤 仁町長のほうから説明を受けましたが、私は基本的には役場の職員が多く経験を経て、やっぱり危機管理部門とか税務課とかそういった部分に上がっていくのが本当の形だと思うんです。そして危機管理課長は、ある仕事をやめた職員を、消防関係に精通しているとかそういう意味合いで引っ張ってきたんですけども、やっぱりそういった事務職員としての自分の力量がまだ備わっていないでこういった問題が発生したように私は思います。私の思いですけれども。だから、そういう中で町長が10月1日にまた職員の改編があるということで、その部分までに今休業している職員が戻つてくるのかどうか。戻つてこないことを前提に、新たな配置でもって町の運営をしていくのか。

なぜかというと、これから消防という部分の改編、消防団、そして消防施設、そしてこの間消防署もできました。こういった意味合いからも、危機管理課長の立場というのはすごい重きを持っていて、やっぱり消防組織ですかね、その再編に関しては総務課長が片手間でやれるような仕事では私はないと思っています。だから、今後のその課長職の埋め合わせ、病気が改善するのを待っているのか。それじゃあ、私はだめだと思います。もう一回この辺、お答えお願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 非常に健康状態とかの部分の問題ですので、私的な部分になってしまふんですけども、今改善に向かっているというようなことがあります。

それから、今後の体制の部分につきましては、組織の形につきましてはいずれ議案として議会にお諮りをさせていただくものでありますので、軽々にそこに踏み込んで考え方までお示しすることはできません。したがって考え方としては、職員一人一人の立場として持てる能力を最大限發揮してもらって、この町の行政施策に十分に反映していくということ、それを私の立場で言えば人事の面からもしっかり支えていく、あるいは生かしていく、そういう立場が役割だというふうに思いますので、ご期待の答弁になるかどうかわかりませんけれども、いずれ町長が申し上げた組織改編に関しては、改めて議会のほうにお諮りをさせていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この問題もそうなんですが、きょう税収の間違いに関しても、まだ私が新議員になったときに総務課長に聞きにいったときに、結局派遣職員がかかわって、あと地元のプロパーが一生懸命やっている中で発生した事件だと、そういう立場の部分に置かれている部分が私は多分にあると思います。そして今回の問題に関しても、危機管理課長が病欠で休んでいるときにこういった問題が発生したということだと思いますので、やっぱりこういったことを考えてみても問題が起こったことの本質というのが突き詰められないままこうやっていろいろ問題起こっているから、次から次と私は行政執行部の中でいろいろな問題が起こっていると思います。

そういう意味合いでも今までのあしき部分、町民に理解されない部分、それを役場内の中で片づけていく、果たしてこれが正しいことだったのか。やっぱり、議員がこの監視役としているんですから、議員のほうにもっと正確な情報を流すことによっていろいろな問題が発生しないような状況が、私はつくられていくのかなと思います。もっと真摯に町民に向かってほしいと私は思います。長くいろいろな職員勤めていると、やっぱりなれ合い的な部分が私はあると思います。その部分の結果だと私自身は思っています。やっぱり本気で町のこういった問題に関して取り組むことが、私は必要だと思います。この辺を町のほうに提案して、終わります。とりあえずは、やっぱり問題点に関しては早期の解決、そして問題点の最後を突き詰めて、再発が起こらないような対策、それを町に求めて質問を終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

私のほうからは、専決処分についてです。この一般財源5,700万円で返還になるんですけれども、補助金は事業を執行するための目的予算であるから、一般財源以外の財源から充当することはあり得ないということですね。いずれにしても、町に対し損害を与えたことには間違ひございません。そういう中で、本来刑罰の対象となるべき事案の補正予算を、議会に何らの説明なく専決処分とすることは法の趣旨に反し、町の職権の乱用であると思われますけれども、この辺についてどのようにお考えなのか。いとまがないということはどういうことなのかということを、よく解釈していただきたいと思います。今まで、これが発覚してから何日もたっておりません。1ヵ月近くたっております。そういった場合、臨時会を開くいとまがなかったのかどうか。その辺からご説明願います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 議会に対する説明の機会ということで申し上げますが、状況の把握をしっかりとした上で、議員さん方になるべく誠意を持って正しい情報を提供することにつきましては、我々職員の側では一切隠し立てをするつもりなく、精いっぱいやってまいりました。その形が、先般の全員協議会の機会であります。その時点で申し上げることができた部分までは全てお話しをした上で、この後補正予算を組んで国への補助金の返還をしなければならない状況が今迫っていますということまでは、その時点でお話しを申し上げました。もちろん、そこでご了解をいただけるような場ではございませんので、正規の議会でありませんので。

したがいまして加算金が日々で加算されていくような状況に今ありますので、この後国との交渉の間で支払いできる日にちが決まりましたら、即座にそれを町として手だてをとらせていただきたいと。そのためには、補正予算を組まないとできない状態にありますのでというところまでが、全員協議会の時点でのこちらから申し上げられる最善の情報提供といいますか、お願いの形であります。それから、実際20日まで日にちがあったわけなんですけれども、その間に議会の開催ができるかという努力の仕方も一つはあったんだろうというふうに、もちろん我々も考えておりました。

しかし、国の方から求められたのは、いつの日にちから支払いができる状態になりますかと。その日から国の内部での決済でありますとか、請求書を発行するための手続が一定程度の期間かかりますというようなお話をいただきまして、町として支払いができる状態というのは、やはり専決処分の手続をした上ででないと、その日以降でないと払える状態にならないことから、全員協議会を開かせていただいた翌日に即座に手続をとらせていただ

いた次第であります。その上で、国の手続を経て直近で請求書を発行されて、支払いができる日にちとして示していただいたのが7月20日だったということですので、大変申しわけございませんが専決処分の処理をした日にちというのは、まさに全員協議会で皆様に情報をお伝えした翌日即座にやったということですので、議会を開くいとまがどうしても持てなかつたということでご理解を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　全員協議会、ありました。全員協議会の席で、そういう考えであれば臨時会を開きたいんだということを確認してもよかったですのかなと思われます。とにかく専決処分しなきゃない、そのいとまがないというところの解釈なんですけれども、警察に相談をしたということも伺いました。では、その刑事的責任を問うのかどうかということを相談したと思われますけれども、その辺の結果のご報告をお願いします。

そして、今町長から上がって来て、議会が臨時会の招集をしていますけれども、では通年議会だったらどうなのかということも考えられます。今後そういういとまがないということを言うんであれば、通年議会にしておけば議長の即決で議会が開かれます。そういうことも考えられると思いますけれども、その辺のお考えはいかがなものでしょうか。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君）　警察のほうの状況ということになろうかと思います。我々の立場では、やっぱり法に従って行う仕事でありますので、法的にこういった事態というのは余りなれておりませんので、全員協議会のときも申し上げましたが法律事務所を通じて弁護士に相談をかけたところ、やはり警察との兼ね合いが予想されるので、すぐにもこれは情報として警察に伝えるべきだということがありましたですから、その指示指導に従って警察にご報告というか相談をさせていただいたのがスタートになります。

その後でございますが、全員協議会時点では相談をしていますという段階でしたが、その後警察署のほうから資料の提出を求められております。求められた資料につきましては、警察のほうにお渡ししていますので、その後の状況といいますか情報については町としては知り得ない状況であります。いずれこちらとしましては、隠蔽とかそういったことをとられないよう、求められ根拠となる資料につきましては、言われればお渡しをしていくということです。

通年議会というお話をございましたが。

○議長（三浦清人君）　それは、執行部から答弁求めるものじゃありませんので。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） ということでございますね。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 警察に相談して、7月20日ですか、1カ月過ぎているわけですよね。警察に相談したのはそうですよね、7月20日。それを今日までどのようなことになっているかということは、警察からは来ていないと。そうであれば、こちらからどうなんでしょうかねというような相談もなかったのかということです。このぐらいの大きなことですから、特別委員会に付託しましたけれども、考え方としても百条委員会などにかけるような大きな問題でございます、この事案は。そうしたことでも踏まえると、この専決処分したから決まったという問題ではないと思うんです。大きな問題だから、いとまがないで済まされるのかということです、私言いたいのは。

7月20日前に、全員協議会を開いています。そこで臨時会の相談できなかつたのか、議会にいとまがそれでなかつたと言えるのかということです。再三のことですけれども、臨時会を開くいとまがなかつたのかという解釈、それで変わりございませんか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 前段の警察との兼ね合いは、1カ月であろうがこちらから申し出るような筋合いのものではないと思います。捜査にかかわる部分は、それぞれの機関の権能で正しく行うものでございますので、必要があれば連絡が来るものだと思います。

いとまの部分につきましては、繰り返しになりますが、執行部といたしましてできる手だけとして、全員協議会でその時点で持ち得る最善の情報を伝えし、その後の展開についてもあらかじめ情報としてお伝えした上でご理解を頂戴するという方法しかありませんでしたので、そこはいとまがなかつたということでご理解を頂戴するほかないだろうというふうに思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 補助金の返還について、繰越金を充当したというふうなお話をございました。財調積立に含まれない部分というようなご説明だったかと思うんですけども、今回の補助金返還する財源を創出するに当たって、財調への積み立てっていうのはどれくらい減ったのか。要は、町の財政にどれくらいの穴があいたのかということを、ちょっと金額としてお知らせいただきたいなと思いました。それが1点目です。

それから、詳細についてはこの後調査していくことになるのかなと思うんですけども、一

つ気になっているのはやっぱり再発防止策ということです。「再発防止策をどうしますか」と問題が起きたたびに問いかけてきて、「こうします」というお話を以前にいただいてまいりましたが、繰り返し起こってしまっているということはやっぱり重く受けとめていただくなりたいと思いますので、今までどおりの再発防止策では不十分であろうと思っておりますので、どういうことを考えているのか。組織の再編というお話がありましたけれども、それで本当に十分なのか、認識をお伺いしたいなと思います。

もう一つは追加加算金の計算式、以前の全員協議会の中で示されたかと思うんですけども、先ほどのお話ですと104万何がしというような加算金だったかと思うんですが、ちょっと私も手元で計算したら金額が合わないというか、計算式が以前のままで合っているのかどうかちょっとお伺いしたいんですが。5,493万円という返還金に対して10.95という係数を掛けて、365分の日数というようなお話だったかと思うんですけども、先ほどのお話ですと85日というお話でしたね。前回の全員協議会で示された資料だと、6月28日までという計算だと63日だと、それで103万円だと。それから22日ふえているんですけども、金額が1万円しかふえていないんですね。ちょっと分母と分子が合わないなというのを、数字がどうなっているのか確認させてください。

以上、3点。

○議長（三浦清人君） 104万円って最初に話したから、訂正してください。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 大変混乱を招いて済みませんでした。失礼いたしました。私、気づかず104万円と読んでしまったようですが、係数の訂正をさせていただきます。140万715円でございます。そうしますと、1日当たり1万6,479円の85日分で、合うかと思います。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） 1点目のご質問で、補助金の返還が財調の積み立てに影響を及ぼしたのかという点でございましたけれども、先ほど総務課長が説明した内容で、いわゆる平成29年度の実質収支が12億3,800万円ほど発生してございますので、条例上その半分程度は財調に積まなければいけないと規定されてございますから、まさしく6億5,000万円を財調に積んでございますので、財調の積み立てに対しては影響額はございませんので、残りの純繰越金の中から5,700万円相当を返還金として用意したということでございます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 改めて再発防止策、職員としてその認識についてこ

これまでの認識で十分なのかというご質問がございました。職員のレベルでは、住宅料から通じて税、それから今回の消防の施設の事案、これらについては必ずしも一様の原因であったり、一様の対策ではないんだろうというふうに認識しております。もっともっと具体、個別の事情に応じた検証が必要なんだろうというふうに思っております。なかなか個別具体の事情までは申し上げることができませんが、それほど細部にわたって一つ一つに問題意識や課題意識、改善を施していくかないとこれらについて十分に未然に防ぐ、あるいは今後再発させないということにはならないんだろうというふうに、非常に厳しい思いで考えておりますので、これらにつきましてはなかなか「はい」と見えるような形ですぐに出せるものではありませんが、我々の中で研修を積む中でのさまざまな意見交換や視点の出し合いなど、反省を繰り返す中でしっかりとそこは改善に向けて努力してまいるよりほかないんだろうというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 財調ではなくて、繰越金から丸々充当するんだと。繰越金に5,700万円の穴と言ったらしいんですかね、があいておりますということですね、わかりました。詳細、その賠償はどうするんだとか、国や県の責任もどうなんだというようなお話もあるかと思いますが、詳しくは後ほど委員会の中等でお伺いしていきたいなと思っております。

追徴金に関しては、追徴金じゃなく加算金ですかに關しては、140万円ということですね。わかりました。

やはり再発防止策ですね。今お答えいただきましたが、原因はさまざまあると。さまざまあるという認識があるということは、それぞれの事例に対して分析が進んでいるということだと思いますし、町民の皆さんのがんばりの厳しい視点というのも常々感じていらっしゃるだらうと思いますので、管理職の皆さんにはいろいろただしていただきたいという部分は当然ありますけれども、それだけではなくて日々町民の皆さんへの窓口業務であるとか、そういうところから少しづつ信頼を回復していくんだという、全職員の皆さんのが一丸となって取り組んでいくていただくということが実は一番大事なんだろうと思いまして、その点も人事を預かる部署の長として、町長も含めてですけれども、一人一人の一挙手一投足がどうしても厳しい目で見られてしまうんだろうと思いまして、十分注意していただきたいなというふうに重ねてお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより承認第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、昼食のため休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時53分 休憩

午後 1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

日程第6 議案第95号 南三陸町長等の給料の特例に関する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第95号南三陸町長等の給料の特例に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第95号南三陸町長等の給料の特例に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、消防防災施設災害復旧事業に係る不適性な事務処理事業により、町民の皆様並びに関係機関に多大なご迷惑をおかけいたしましたことを重く受けとめ、職員の管理監督の責任を明らかにし、町長及び副町長の給料の減額という形をとらせていただくため制定するものであります。

具体といたしましては、私が3ヶ月の間給料月額の30%を、副町長が同じく3ヶ月の間給料月額の15%をそれぞれ減額するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 議案第65号につきまして、細部説明をさせていただ

きます。

4ページの条例をごらんいただきたいと思います。

減額の特例の内容についてでございますが、本来支給すべき給料月額から町長は100分の30を減額、副町長は本来支給されるべき給料月額から100分の15を減額とし、その期間につきましては町長、副町長とともに9月1日から11月30日までの3カ月とするものでございます。具体的な減額される額でございますが、町長につきましては月額当たり24万3,300円の3カ月相当分で72万9,900円、副町長につきましては月額当たり9万3,000円の3カ月相当分で27万9,000円の減額でございます。

なお、この内容につきましては、8月7日開催の南三陸町特別職報酬審議会にご報告をいたし、ご承認をいただいておりますことをあわせてご報告申し上げさせていただき、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。1点だけお伺いいたします。

ただいまの説明ですと、町長が100分の30、副町長100分の15の減額とありますけれども、この根拠ですね。30%と15%減になったという根拠をお示し願います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） この額についての根拠というのは、特別ございません。基本的には、昨年の家賃算定のミスを含めまして、ことし1月から100分の20のカットということで、副町長が100分の10ということでございました。しかしながら、今回繰り返しての問題ということでございますので、今回は私が100分の30、副町長については100分の15ということでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 金額を減額したからそれでいいという問題ではないと思うんですよね。

根本的にそういう職員間、職員でそういうミスが起きるのがどうしたためかというのは、内部調査とかいろいろなことを分析していく必要があるのかなと思われるんです。このぐらい減額したからいいだろうという、そういう気持ちの中にあろうかと思いますけれども、それは違うんでないかなと思います。

やはり今後こういう事案が起きないための努力を、再三聞きますけれども、職員間のコミュニケーションとか、いろいろな努力を振り返りながらやっていく必要があるのかなって重々

思います。何回も言いますけれども、金額ではなくその組織の体制づくり、職員としての資質の向上、いろいろあると思うんです。そういうことが大事なんではなかろうかなと思いませんけれども、その辺についてもう一回ご答弁お願ひいたします

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 職員の今後の不祥事の発生を防ぐという問題と、基本的に私個人がけじめをつけるということは別問題だというふうに思っております。基本的には、今後二度とこういった不祥事を起こさないということについての庁舎内での取り組みということは、しっかりやっていきたいというふうに思いますし、それとまた別の意味で私と副町長の個人的といいますか、そういった責任を明確にあらわすということでの減額でございますので、そこはどうもちよつと考え方が違うようでございますが、私どもはそういう考え方でご提案をさせていただいているということあります。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。

今、総務課長のほうから特別職の審査委員会ですか、これが開かれたということなんですが、その会のメンバーってどういった人たちの中でそれが議論されて、今回の報酬カットにつながったのか。

あと、今回は職員の請求申請ミスで、7,676万円という金額が町民のマイナスになったと私は思います。そして今回5,700万円ということで、やっぱりその町民に対する財産の損失というような形を考えれば、果たしてこういった報酬カットだけでいいのかと。それにかかわった近い総務課長とか、その部分の人たちの減額もすることによって、職員の規律とかそういったことの戒めになるのかなと私は思うんですが、その辺の考えをお聞かせください。

あとは今後議会のほうで、この問題について特別委員会が立ち上がる方向で今進んでいますが、これを私は長引かせることは役場職員にとっても、そしてこの関係した職員にとっても大きいマイナスになる部分で立ち直れなくなるようなことを、私は心配しています。そういうことからも、1日も早くこの問題は解決し、議会も納得して解決するような方向で町のほうにはお願ひしたいんですが、この辺いかが町長は考えているでしょうか。

あと、これまで役場職員の不祥事が1件もないはずはないと思うので、今回のような7,600万円もの職員のミスによって町にとっての損害が発生したという、こういった事例がほかにもあったんでしょうか。

この3点か4点、お願ひします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 当該職員の上司については、先ほどもお話ししましたように戒告ということで、2人の職員を処分しておるということでございますので、直接的な上司ということでありますので、それはそれとして処分をしてございますが、総務課長とほかの課長にまでこの問題について波及するという考えは、私はございません。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 特別職報酬審議会委員の構成についてお尋ねですが
れども、条例がございまして審査会は委員10名以内で組織するということになってございま
すが、現状7名の委員によって構成されてございます。その委員は、南三陸町の区域内の公
共団体等の代表者、その他の住民のうちから町長が任命するとなってございまして、現在町
では民間といいますか公共的団体などを中心に委員さん方を7名ご委嘱させていただいてお
りまして、その方々からのご意見を頂戴して審査するという形になっております。

それから、ご質問で他にも事例がという部分でございますが、どういった事例になるか、少
なくとも不祥事とされるような問題があれば、これは逐一組織的にもしっかりとそれは原因を
追及しながら再発防止に取り組むという姿勢でおりますので、何か議会の中に報告をしなけ
ればならないような事案があればこれはこれまで随時報告してまいりましたので、今後も
同様の姿勢で考えてございます。

○議長（三浦清人君） 総務課長、報酬審議委員のお名前は公表できないですか。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 資料として要求されればということにはなりますが、
ご案内のとおり特異な情報を取り扱うものでございますので、果たしてそれがいわゆる公開
されることが適切に今後の審査が保てるかというところの懸念もございますので、そこは丁
寧に取り扱いをさせていただければというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。

午後 1時22分 休憩

午後 1時22分 再開

○議長（三浦清人君） 再開します。

千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今、議長が総務課長のほうに委員の名前をということなので、その辺は
公表すべきものとすべきでないものというのが私はあると思います。一般住民なので、その

辺は町の今回の問題に関して公平・公正にやっぱり住民が当たるのが適切だと私は思っています。その委員会の中に、逆に役場職員の幹部が入っていたりするのかなというようなこともちょっと懸念したものですから、この問題について聞きました。町内の住民7名、公共的に町とかかわりを持つ。

しかしながら私は思うんですけれども、今現在南三陸町は復興でもいろいろな事業を地元の事業者に、補助金とかいろいろな形で地元の事業所とかかわっている行政、そして佐藤仁町長。こういった立場にある中で、その人たちが果たして適切な判断ができるかというと、そこにはやっぱり手心があるんじゃないかなと。だから、その辺も含めてやっぱりもつと町長自身が襟を正して、今回の問題でもとりあえず給料を減額すればいいという問題じゃなくて、どうやつたらばこういった問題が再発しないかということを議論すべきだと私は思うんですけども。

とりあえず町長が30%、そして副町長が15%、この辺の報酬カットは問題があればそこで終わっちゃう的なところもあるし、ほかの職員も基本的には町のトップとして運営している町長と副町長の責任だということでそれは理解するんですが、やっぱり相互の戒め的なことを考えればもっと訓示、町長は言ったと思いますが、やっぱり新年の訓示とかいろいろな形がありますが、その辺でも同じようなことを言って、これを何回も繰り返しても結果的には私変わらないと思うんです。だからそういった意味合いでも、ほかの幹部、課長、この辺にもやっぱり厳しい対応をしていくべきだと私は思います。

先ほど、同僚議員から賠償というようなこともありますましたが、この職員も多分この問題に関しては苦しんでいると思います。その苦しみを少しでもやわらげるためにも、何かその職員に対しても3ヶ月の停職、これだけでいいものかというような形を私は考えます。もうちょっとやっぱり厳しい体制で町のトップ、そして職員も臨むべきだと思います。そうしないと、やっぱりまたそういう問題が私は発生するのではないかと思います。

今後、特別委員会の中でもっともっと議論していくって、あとは執行部のほうにも総務課長の兼務する危機管理課長の立場、そして今休職している課長、その存在的な面も今後いろいろ特別委員会の中で聞かれると思います。やっぱり総務課長も大変だと思いますが、これは町民の代弁者としての議会に対して真摯な形で、できれば答えてほしいと思います。

あとは、やっぱり職員をどうやって守るか。11月1日の人事異動ということで、私は3ヶ月の期間というのは本人の考える期間と、あとは今度部署が変わることによって本人も新たな気持ちで一から職員としてスタートできるのではないかなと思います。この人事異動にも私

たち目を凝らしながら、間違いない人事だということを確認していきたいと思います。前途有能な役場職員、南三陸町のために身を落とすぐらいの気持ちで帰ってきた職員が、一つのミスで一生を棒に振るようなそういった町の体制であっては私はいけないと思います。やっぱり職員を見守り、これからのこととも町長、副町長、そして課長各位が考えてあげるような、職員に優しい町の運営を町執行部には求めていきたいと思います。特別委員会のほうで、もっと詳しく細かいことまで議論した上で、1日も早くこの問題は解決の方向で、私は終わりにしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 9番です。私も1点だけ伺いたいと思います。

今回の町長、副町長のこの給料減額ということに対して、先ほど同僚議員の質問にも「個人的な責任」ということで「けじめをつける」という答弁ありました。そこで1点だけ伺いたいのは、今回のこのような減額に対して、再発防止への抑止力というかに幾分かなるかどうか、そういうところをどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） こういった議案を提案させていただきました。お認めいただければこういう流れでいくと思いますが、いずれ今私が答弁していることも含めて、議員の皆さん方からのご質問も含めて職員の皆さん方が聞いていると、テレビを見ているというふうに思いますので、しっかりとと思いを職員の皆さんには受けとめてもらいたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そのような形で、わかりました。

ところで再発防止という観点からすると、さきの議案でもそうだったんですが140万円相当の金額、実は私その他の五千幾らは補助金をそのまま返すものだと思っていまして、これが実際はもらえるはずのものがもらえなかつたので、実質的な損失というかになったということで、そのほかにももらえる分のお金がもらえなかつたペナルティーとしての出た金額以外にもあるやなしや聞いていますので、そんなことに関してはおいおい特別委員会も設けられるようなのでその際にご確認させていただきたいと思います。

ところで再発防止に関してなんですかけれども、先ほどから我々議員のほうからもいろいろ質問なり質疑しているんですが、これは私自身思うんですけれども、以前から言われるように執行部と議会は車の、例えで言うと両輪のような形でよく例えられていました。そこで、

我々議員の職責としてはチェック、監視、そういった面が町民の代表として課せられております。今回も、初めこのような不祥事と申しますか事案が発生していることに及んで、我々議員ももう少し厳しくと申しますか、こういったことが起きないようにすることも大切だと私自身は思っているんですけれども。

そこで伺いたいのは、執行部にとって議員の追及、事件が起こる前から普段のやりとりの中でのしっかりした議論なりができれば、防げる可能性があるのかどうか。ちょっとわけのわからないような質問になりましたけれども、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 本当にわけがわかりません。なかなか今の議案に対する質疑としては、ちょっと答弁も難しいのかなと思いますので、これは特別委員会でやっていただければとうふうに思います。よろしゅうござりますか。（「はい」の声あり）
ほかにございませんか。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 先ほどからちょっと人事の話といいますか、組織改編の話も出ておりましたんですけども、この組織の改編はどれくらいの規模で考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。というのも、私も3月の一般質問の際に人事のことに関して質問させていただきました。かなり長期にわたって同じ部署で仕事をされている方、多いというふうに実感しました。その後4月、課長さんたちは大幅に変わられたかなとは思っているんですけども、実際現場でやられている方、例えば10年以上同じ部署で働いている方、たしか5人ぐらいいらっしゃったというふうに伺っております。ですから、なるべく今回組織改編されるんであれば、ちょっと大幅にやっていただいたほうがいいのかなと思います。

先ほども同僚議員から、危機管理課の課長を今総務課長が兼任されていますけれども、早急に危機管理課を立て直すというか万全の体制に戻してほしいという話がございましたけれども、私もそれ全く同感しています。今回台風も19号、20号と来ていますが、今月実は台風13号というのが太平洋を北上して東北のほうにやってきました。そんな中で危機管理課が、総務課長頑張っていらっしゃるんでしょうけれども、万全じゃないような雰囲気の中で台風がやってきたということで、幸い被害はなかったですけれども、私はちょっとそれなりに心配はしておりました。

ですから今回の組織改編ですね、本当にちょっと本腰を入れてやっていただきたいなと思っています。どのくらいの規模で組織改編をお考えでしょうか、お願いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 組織の再編等については、当課のほうで担ってございますので、私

のほうから答弁させていただきます。

規模ということからまずお話ししますと、年度の途中であるということから、非常に小規模なものになるだろうというふうに思っています。ただ、第一に組織として考えなければならないのは、最終的に住民サービスが滞ってはならないという観点で組織を見直すと。先ほどの議論を聞いておりますと、どうしても人間的な個々のお話しがされてございますが、私ども組織の再編を考える場合は、いわゆる住民に対してのサービスが充実になるようにという観点で考えていくという予定でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） ないようあります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第96号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第96号工事請負契約の締結についてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第96号工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、平成30年度長清水橋（上部工）橋梁災害復旧工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第96号の細部説明をさせていただきます。

議案書につきましては5ページ、それから議案関係参考資料につきましても同じく5ページとなってございます。

工事名が、平成30年度長清水橋（上部工）橋梁災害復旧工事でございます。

工事場所につきましては、戸倉字長清水地内ということで、具体的には長清水集落の上流部にありました橋梁を復旧するものでございます。震災前、橋長が約10メートルほどの橋でございましたが、今回長清水川のバック堤工事によりまして大分川幅が広がるということで、災害復旧につきましては橋長26.5メートル、幅員3メートルで復旧するものでございます。今回、下部工は既に工事発注が終了しておりますので、上部工のみの工事でございます。上部工につきましては、ポストテンション方式のプレキャスト単純床版桁でございます。

入札執行日につきましては、平成30年7月25日に執行してございます。入札方法、それから入札状況につきましては、以下のとおりとなってございます。ご確認をお願い申し上げます。

工事期間でございますけれども、本契約締結日の翌日から平成31年3月20日としてございます。

6ページに仮契約書がございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

7ページが工事の概要を示した図面となってございます。左上が平面図となってございまして、ちょうど集落の終了した上流部に赤で着色した部分に新たに橋をかけることになります。その左下が、橋梁の断面図となってございまして、4本の橋桁をもって幅員3メートルの橋を構成するものでございます。

右下の図面が橋梁一般図となってございまして、上流側から下流を見たときの図面となってございます。それ、白黒で大変見にくうございますが、橋台につきましては既に発注済みでございまして、12月20日の完成を目指して現在工事を進めているところでございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入れます。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第97号 字の区域の変更について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第97号字の区域の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第97号字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、被災市街地復興土地区画整理事業後の地形地物に合わせ、字界を整理したいため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは、議案第97号字の区域の変更について細部説明させていただきます。

本案につきましては、志津川地区復興土地区画整理事業の施工に伴い土地の形状等が大きく改変するため、換地計画に合わせて字界を見直すものでございます。

議案関係参考資料の8ページをお開き願いたいと思います。全体の概要を示したものでございます。青色が旧字界、ピンクの線が新しい字界でございます。

今回変更する字につきましては、全部で12の字がございます。基本的には事業施工前の字名、字界を最大限考慮しつつ、区画整理後の地形地物、いわゆる道路でありますとか河川に合わせた区域で設定する考え方でございます。

9ページ以降は、それぞれの詳細部分となってございますので、ご確認いただければというふうに思います。

なお参考までに、その後になる地番の付番という部分につきましては、それぞれの新しい字区域ごとに道路等で隔てられたいわゆる街区について、北西方面の街区から時計回りに付番をしていくと、最初の地番はどの字におきましても200番からということで、これまでには170番まで存在してございましたが、今回の見直しに当たっては200番から枝番を付して付番するという計画としております。また、道路や水路等につきましては300番台というふうな形で計画をしております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7

番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

大変な字界の変更ですけれども、換地その他について大分相続登記などが面倒しているかと思われますけれども、その弁護士費用なども取っておりますけれども、換地相続できない人たち、その土地がどの程度あるのか、どの程度の支障があるのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず今回の字界の変更につきましては、ご承知のとおり被災市街地復興土地区画整理事業を実施しております換地処分、これを平成30年度今年度末3月に行う見通しが立ってきたということにあわせて、換地処分にあわせて字界を変更して、換地処分と同時に字界を変えるというものです。

議員お尋ねの相続、権利者が複数ですか、亡くなった方のお名前のままある筆等々は確かにございます。大変恐縮ですが、今何筆という資料は持ち合わせておりません。ただ、この亡くなった方の名義のままの土地につきましては、その亡くなった方の名義のまま換地処分がなされるというものです。多分及川議員がお尋ねになっているのは、そこも結局相続とかもきっちりした上でなされなきやいけないのか、なされるべきことなんではないんですかというご質問かと思うんですけれども、実際はそうではなくて現在の登記簿の名義が故人ですか、亡くなった方であれば、そのまま所有権につきましては区画整理登記がなされるというものです。町として弁護士とかを使ってそこをクリアするというものではないということを申し上げさせていただきます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この字界の変更については、相続には関係なく実施していくということですけれども、そのほかに今道路など工事しておりますけれども、地区の防潮堤の工事いろいろやっていますけれども、それらに関連して登記が行われない、用買が済んでいないから工事事業の進捗がおくれているというような、業者の困っている声も聞かれますけれども、この字界とは別ですけれども、関連でお伺いしますけれども、そういう不便さがあるのかどうか。今、現在声が聞こえていますけれども、そういう用買の済んでいない事業が計画上にあるのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当然、町内には所有者が亡くなつて登記をせず、そのまま残つている土地が数多くございます。買収するとなれば、その所有権を確定しない限りは登記はできないわけですから、議員のご質問に対する答えになるかどうかわかりませんが、そういう土地はございます。ただ、これについては町がどうこうという問題ではなくて、基本的には相続間の問題でございますので、我々はご協力をお願いするしかないという立場でございますので、現在もその努力を続けているということになります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私は工事に支障があるのかないのかという、そういうところを聞きたいんです。相続云々というのは、町でも弁護士費用を難しいところは増額して予算化しておりますので。そうではなくて、工事に支障があるのかないのかということをお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 弁護士費用をとっているかどうか私はわかりませんけれども、基本的なことを申せば買収が終了したところに用地を確保して、工事に入るのが基本でございます。ただ、何ともしがたいところにつきましては、事前に工事承諾書をいただきまして、工事に入っているという状況でございますので、具体にどの部分がどうこうという話は、この中でちょっと今資料も全然ございませんのでお話しはできませんが、相続ができない、用地が取得できないものについてはかわる措置をとりながら、工事が進めるように対応しているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。

今回の字界区の変更、これ志津川市街地ですけれども、これを見る限り昔の思い出も今かさ上げされた時点では志津川市街地に私は残っていないと思います。そういった中で、昔の街並みを知っている私にとっては、昔の字界区は道路、河川、それでもって字界区が決まっていたと思うんですけども、今回の字界区によって私の住んでいた本浜地区においては、新井田川を隔てて大森地区に字界区の番地ができているというふうな赤で囲われた部分があるんですが、この意味ってどういう意味なのか。

あと、字界区の境というのは、これ赤で示されているところは全部道路がかかわってくるということなんでしょうか。

この2点、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 4番議員のおっしゃるのは、9ページ以降の図面を見てお話しながらと思いますが、この区域明細図につきましては従来の地番のいわゆる台帳上の図面の中での旧字界で、新しい字界を手続き上示すものでございます。新しい字界につきましては、赤い線でございます。旧字界につきましては、大変見にくいかもしれませんが黒の点線でございまして、実際の今の区画整理の街区の形状等とは当然のことながら赤の線では合致はするんですが、実際のこの図面と新しい街区では合致しませんので、やや見づらいのかなというふうには思いますが、そういう意味合いでございます。

それと、今回新井田川につきましては、河口上流部を国道45号と入れかえしたというふうな形もありますので、これまで新井田川が区域となっていたものが、字界の区域の境というふうになっていた部分につきましては、国道45号であったり新しい新井田川であったり、そういった形での新しい字界というふうな計画でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今課長の話ですと、私も概要図を見て水色の部分が旧行政区であり、赤色の部分が新しい字界区の境目と私は判断しました。今の企画課長の説明ですと、10ページ目とかこの辺のことじゃなくて、これの水色と赤色の字界区に新井田川を越えた部分に字界区の部分でもって、これ本浜も入ってくるのかなというふうな感じなものですから、もう既に本浜地区もないし、南町、十日町、大森地区も全部なくなりました、10メートルのかさ上げで。そういう中で、この地区は昔本浜地区があったんだよというような感じのイメージを、できれば残せたらいいのになという私の希望が今の質問の中には入っています。新井田川をまたいだ大森地区に字界区で入っていくのは、ちょっとどうなのかなというふうな、そこまでやる必要があるのかなと。

そして先ほども話しましたけれども、以前は道路とか川が例えば地区の境目にあったような気がしたんです。そして、今でも新井田川からの向かい側というのは、基本的には大森地区だったと思うんですよね。それが、こっちにまたがって字界区の赤の枠が入っているということはおかしいんじゃないかなというような感じなものですから、質問しました。

とりあえずは、もう本浜も十日町も南町も全てなくなって、この字界区のもう一つ疑問はこの赤の部分で、南町地区が大分広がったような気がするんです。本浜地区の部分が、南町にとられていったみたいな感じのイメージがあるんですけども、何かその辺さんさん商店街も含めて、観光客誘致の部分がこの南町地区に集合になってきたのかなと感じるんですけれ

ども。その辺もう一回、課長お願ひします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 面整備、当課所掌しておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、10ページのA3の資料でございますが、議員お尋ねの旧新井田川を渡ったような形で新しい字界があると。これを見ると、大森のほうまで今回町字の変更でいくように見えるんだけれどもというご質問かと思います。今回区画整理事業を実施するに当たりまして、川の工事は宮城県のほうで実施をいたしておりますが、TP8.7の防潮堤、そしてバック堤もこのあたりだとTP8.7まで上がっておりまして、要はこれは旧町割の図面なんですけれども、現状は川幅が広がっております。この広がったように見える部分の連担しているエリアにつきましては、河川の3面張りの防潮堤の位置に結果なってございます。この越境といいますかね、川を渡った赤のラインにつきましては、新井田川のバック堤の左岸の天端でございます。今回、字を川の右側・左側のどちらで切るかというような検討もした結果、左岸側の天端ということで河川も含めて、河川エリアも含めて字を決めたと。河川を除かずして決めるということでございますので、ここは1点ご説明をさせていただきたい。なので、地形地物に合わせて企画課長が申したのは、そういう意味でございます。

あと、南町の部分が本浜のほうに大分ということでございますが、これも区画整理後の絵を私のほうでつけなかつたのでちょっとわかりづらいかと思うんですけども、県道清水浜志津川港線に沿ったような形で南町・本浜の字の区域を決定しているということでございますので、これを従前のとおりやるといわゆるしおさい通りの部分の宅地をまたぐような形で字を決定しなきゃいけない。そうなると、そこの地権者の方々に何かと当然に不都合が出てくるということでございますので、そこはご理解いただきたいということでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 济みません。今の復興推進課長のお話で、この水色と赤色の字界区はわかりました。しかしながら、今道路が整備されています、志津川市街地は。縦横無尽に道路ができていますが、その道路に沿っての字界区というのが昔の形だったんですけども、この赤色の線というのはすごいジグザグになっているんですけども、この辺というのは道路等の関係はあるのか、今新しくできた道路との関係。その辺だけ、最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 県道、国道、そして町道、区画道路ですが、非常に葉脈のように整備をいたしております。このライン、私ちょっと手持ちで持っているんですが、ほぼほぼ道路に沿って字を区切っておりますので、ちょこちょこデコデコとなっている部分につきましては、そこの隅切りの部分ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第97号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第4号 消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会設置に係る 決議

○議長（三浦清人君） 日程第9、発議第4号消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会設置に係る決議を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 発議第4号ということで、先般報告のありました消防防災施設災害復旧事業に係る不適性な事務処理に関し議会として調査をする必要があるということから、委員会の設置を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

南三陸町議会委員会条例第9条の規定により、消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を開催いたしますので、議員の皆さんは議員控室にお集まりください。

なお、再開は2時25分といたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時24分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

ここでご報告申し上げます。ただいま開催されました消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果について議長に報告がありました。委員長に菅原辰雄君、副委員長に星 喜美男君が選任されたので、ご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成30年第5回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時25分 閉会